



Title	地区レベルの空間環境整備を目指す地区詳細計画及び都市デザイン手法に関する研究
Author(s)	李, 東賢
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40222
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	李 ^り 東 ^{どん} 賢 ^{ひょん}
博士の専攻分野の名称	博士(工学)
学位記番号	第 13168 号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 工学研究科環境工学専攻
学位論文名	地区レベルの空間環境整備を目指す地区詳細計画及び都市デザイン手法に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 東 孝光 教授 鳴海 邦碩 教授 盛岡 通

論文内容の要旨

本論文は、韓国における健全な都市開発や市街地整備のために地区詳細計画手法を定着させるべきであるという視点に立ち、日本の「地区計画制度」の運用実態と韓国の「詳細計画制度」を比較論的手法により評価分析することを通じて、今後の制度運用上の課題と可能性について考察したもので、序論と結論を含む本文6章からなる。

1章(序論)では、地区詳細計画手法が多面的な構造をもつ都市空間整備に果たす意義を既往の研究成果をふまえながら論じ、あわせて論文の構成を述べている。

2章では、用途地域制を中心に置く韓国の都市計画体系の限界について分析し、この都市計画体系上の課題を物的計画体系上の課題と関連づけて、地区詳細計画的な都市環境整備手法の必要性を論じている。その過程で釜山の都市空間を調査事例に取り上げ、具体的にみられた用途地域制の限界と問題点について論じている。

3章では、韓国と類似した都市計画体系を持つ日本の地区計画制度を取り上げ、全国の1,358の運用事例から計画内容や運用の実態、課題などについて分析考察している。その上で、再開発地区計画制度を適用した事例の空間形成プロセスを分析し、この制度の性格や効用を明らかにしながら、協議型まちづくり手法によって地区詳細計画的な都市デザインを進めることの可能性を論じている。

4章では、韓国で地区単位の計画的市街地整備手法として創設された都市設計制度を取り上げ、その性格や計画内容、及び現在までの成果を評価考察している。続いて、この制度に代わって新しく創設された詳細計画制度の計画内容を取り上げ、3章で述べた日本の地区計画制度の運用実態と比較しながら、新制度の運用上の可能性と課題を論じている。

5章では、神戸市の街区レベルにおける震災復興まちづくりとそこにおける地区計画制度の活用実態を取り上げ、既成市街地における街区レベルの空間環境整備では協議会等住民組織を活用することが有効であり、その上で地区計画制度を適用することが有効であることを論じている。

6章(結論)では、以上の考察結果より、多面的な空間環境を内蔵する地区レベルの都市デザインには協議型詳細計画が有効であると結論し、その結論をもとに韓国においては、創設された詳細計画制度を今後実効あるものとして定着させるには、それを協議型で運用すべきことを提案し、協議型詳細計画について展望している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、韓国における健全な都市開発や市街地整備のために地区詳細計画手法を定着させるべきであるという視点に立ち、先行事例として日本の「地区計画制度」の運用実態を取り上げながら、比較論的に評価分析することを通じて詳細計画制度の運用上の課題と可能性を明らかにしたもので、得られた結果を要約すると以下の通りである。

- (1) 釜山の事例研究から、地形的・自然的な地域特性に配慮しない無秩序な開発状況が、目指すべき明確な市街地像を形成するプロセスの不在、地域の特色に応じて詳細なコントロールができる計画制度の不在、および都市計画規制と建築規制との中間段階において設計誘導を行う制度の不在などによってもたらされたことを明らかにし、用地地域制による土地利用制御が地区や街区レベルの空間像を積極的に誘導する手法として不十分であることを明らかにしている。
- (2) 日本の地区計画制度の導入が新たに市街化区域に編入された地域か、容積率・用途規制を緩和できた地域に限られており、修復型の改善を進めざるを得ない既存市街地では導入が難しいことを明らかにしている。また再開発地区計画の導入事例が、立地特性対応型、上位・事業計画整合型、特定施設整備・拠点形成型、周辺地域補完・調和型、既存機能更新・整備型、用途転換開発対処型、新市街地・新都心形成型の7類型に整理され、そのうち公共主導で進められる再開発地区計画は、地区のマスタープランが明確であれば民間事業者が計画内容に合意したり、それを自主的に実現しやすいことを明らかにしている。
- (3) 日本における地区計画制度導入の背景には参加型住民運動があり、市町村側にもこれに対応した新しいまちづくりの試みがあったこと、その反面、韓国の詳細計画制度が参加型まちづくりの経験を持たず、事業計画中心の行政先導型で創設されたことを明らかにし、今後の運用において改善されるべき点として、詳細計画の作成時期や立案手続きを個別法に基づいて策定される事業計画と連動させることが必要であり、さらにはこの事業計画の内容も詳細計画の策定と連動して調整すべきことを明示している。
- (4) 敷地が細分化され権利関係が錯綜する市街地整備では、街区内の土地利用実態と連動する地区計画手法が有効であり、その適用に先立って、街区を特性づける物的ストラクチャーの形成・変容・利用過程についての解析が有効であることを明らかにしている。この解析資料の作成にあたってまちづくり協議会の存在が大きく貢献しており、協議会や住民組織に対する資金援助や専門家派遣などを含む様々な公的支援事業と一体化した計画手法であるまちづくり協議会方式が、今後のまちづくり手法として有効であることを明示している。
- (5) 以上の知見をふまえて、住民発意による詳細計画制度をもたない韓国において、まず地区住民が自主的、自律的に行うまちづくり運動の定着が必要とされ、その推進のために、制度運用権限の地方分権化、住民参加システムの整備、合意形成を促進する組織の結成が必要であることを明示し、さらにそれらを都市計画制度上に位置付けるために協議型詳細計画という都市デザイン手法を提案している。

以上のように、本論文は、地区レベルの良好な環境を形成する都市デザイン手法について、日韓の都市計画制度の共通点に着目しながら、従来明らかにされてこなかった地区レベルの詳細計画制度について基礎的な課題を提示するとともに、その課題解決のための提案を行っており、韓国のみならず我が国の環境工学の発展に寄与するところ大である。よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。